こども食堂登録規程

（目的）

第１条　この規程は、定款第５条に定める特定営利活動に係る事業を円滑に進めることを目的に、徳島県におけるこども食堂の一層の普及活動のための基盤として、特定非営利活動法人徳島こども食堂ネットワーク（以下「当法人」という。）におけるこども食堂の把握を明確に行うものとする。

（登録食堂）

第２条　登録食堂とは、定款第３条に定められた当法人の目的に賛同した徳島県下で活動するこども食堂で、以下の条件を満たし、この規程に基づき登録した食堂をいう。

（１）子ども（高校生以下）が参加していること。

（２）子ども（高校生以下）へ食事を提供し、その食事は無料もしくは原価相当価格としていること。

（登録手続）

第３条　こども食堂の登録について、次の項目の全てを満たすこと。

（１）徳島県下で活動していること。

（２）子ども食堂を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する団体でないこ

と。

（３）関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がいないこと。

２　当法人に登録する食堂は、理事長が別に定める「登録届」「徳島こども食堂ネットワーク入会申込書」「個人情報取り扱い同意書」により、理事長に申し込むものとする。

３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、登録を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの登録を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって食堂にその旨を通知しなければならない。

（登録削除）

第４条　登録食堂は、理事長が別に定める「削除届」を理事長に提出して、任意に登録を削除することができる。

（登録抹消）

第５条　登録食堂が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを抹消することができる。

（１）当法人の定款に違反したとき。

（２）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により登録食堂の抹消をしようとする場合は、議決の前に当該登録食堂に弁明の機会を与えなければならない。

（登録内容の変更）

第６条　登録食堂は、代表変更、活動場所変更、その他の都合により登録食堂の内容に変更が生じた場合は、速やかに理事長が別に定める「変更届」を提出しなければならない。

（活動報告）

第７条　登録食堂は、毎年10月末日までに理事長が別に定める「活動報告届」を提出しなければならない。なお、年度の中途に新たに登録するものは、時期にかかわらず「活動報告届」を提出するものとする。

・こども食堂を開催した場合、主催者は随時徳島こども食堂ネットワークへ報告する

（改廃）

第７条　この規程の改廃は理事会で決定する。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長において別に定める。

附則

　１．この規程は２０２１年１０月１日から施行する。